

南三陸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、南三陸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年南三陸町条例第〇〇号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（別表第1に定める事務）

第2条 条例別表第1の南三陸町子ども医療費の助成に関する条例（平成17年南三陸町条例第102号）に関する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- （1） 南三陸町子ども医療費の助成に関する条例第5条の受給資格の登録の申請又は登録の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- （2） 南三陸町子ども医療費の助成に関する条例第10条の一部負担金の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第3条 条例別表第1の南三陸町心身障害者医療費の助成に関する条例（平成17年南三陸町条例第103号）に関する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- （1） 南三陸町心身障害者医療費の助成に関する条例第5条の受給資格の登録の申請又は登録の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- （2） 南三陸町心身障害者医療費の助成に関する条例第10条の一部負担金の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第4条 条例別表第1の南三陸町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例（平成17年南三陸町条例第104号）に関する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- （1） 南三陸町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第5条の受給資格の登録の申請又は登録の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- （2） 南三陸町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第10条の一部負担金の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

（別表第2に定める事務）

第5条 条例別表第2の南三陸町子ども医療費の助成に関する条例に関する規則で定める事務は、同条例第3条第2項に規定する子どもの保護者の前年の所得その他の課税状況の確認に関する事務とする。

第6条 条例別表第2の南三陸町心身障害者医療費の助成に関する条例に関する規則で定める事務は、同条例第3条第2項に規定する20歳未満の心身障害者の保護者の前年の所得その他の課税状況の確認に関する事務とする。

第7条 条例別表第2の南三陸町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例に関する規則で定める事務は、同条例第3条第2項に規定する母子家庭の母又は父子家庭の父の前年の所得その他の課税状況の確認に関する事務とする。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。